

民主的な議論がなされているか

市大の卒業生として、府民として、2大学の統合に反対です。「大学が重要な知的インフラ拠点」は、言葉の上では、その通りです。両大学の果たす役割が大きなことも、当然です。しかし、ブランド力としますが、それは、教職員と、学生が、共に作り上げていくものではないでしょうか。そこに、決定的な視点の欠落を感じざるを得ません。理事長・学長のガバナンスで、研究で世界と闘うとは、一体何と闘うのでしょうか。研究とは、切磋琢磨しても、闘うというより、対等・平等な交流により、高めあうものではないでしょうか。ガバナンスで、教員や研究内容に、好き嫌いをえり好みされては、基礎研究にしても、すぐに、成果の現れるものばかりではありませんから、継続的な研究に、支障が出るのではありませんか。ノーベル賞などは、いわゆる「芽の出ない」不遇な時代も経験したり、また、海外に研究拠点を求めたり、いろいろな場を通して、長きにわたる研究の成果で、初めて得られるものではないでしょうか。山中教授が、心配の一つに、研究者の待遇がありました。非正規で、任期制であれば、研究が途中で途切れてしまいかねません。また、山中教授の言葉に、「1回成功には、9回ぐらい失敗しないと幸運はやってこない」とあります。果たして、「新大学ビジョン(案)」通りの大学ができたとして、9回の失敗を、待てるのでしょうか。それは、行政にはわからない領域の話もあるでしょうから、学者・研究者と、意見を闘わせたとしても、辛抱強く、見守る必要はないのでしょうか。ここに必要なのは、憲法で保障された「学問の自由」の保証です。その本質は、「真理の探求」です。「学問の自由」が、統制・誘導・評価・差別・冷遇などにより、歪曲、限定、偏向されていものではないでしょうか。「研究選択の自由」・「研究発表の自由」・「身分保障」・「良好な研究環境」などは必要不可欠と考えます。ユネスコも、「高等教育機関の自治」として、保護すべきとしている「大学の自治」に対して、その意義を、「自治は学問の自由が機関という形態をとったものであり、高等教育の教育職員と教育機関にゆだねられた機能を適切に遂行することを保証するための必須条件である」と言及しています。学術・教育の発展に、不可欠ではないでしょうか。ここには、教職員も、学生も含まれ、また男女ともに、平等で当然です。最高裁判例でも、憲法に保障された学問の自由は、広くすべての国民に保障され、そのために、伝統的に、大学の自治が認められなければならないとされています。さらに、学校教育法では、教授会を置き、重要な事項を審議することとされています。これらの原則を抜きに、あまりに短い期間でのパブリック・コメントを募集し、会議も、直前に、ホームページにアップされるようでは、大変姑息な手段でしか、「改革」なるものが、一方的に、結論が押し付けられないと感じざるを得ません。広く、市民・府民、そして、何より、学生・院生・教職員など、大学関係者と、どういう方向性で、どんな「改革」をしたいのか、議論すべきではないでしょうか。去る3月、市大の学生から、「拙速な統合に反対する陳情」が大阪市議会に提出され、委員会で、公明党・自民党・大阪みらい・共産党の賛成多数で、採択されたのは、考え方の違いはあっても、「公共財」としての公立大学を、簡単に投げ捨てていいと思わない、市民の意見の反映ではなかったでしょうか。しかし、府・市は平成28年度の新大学スタートとしています。市議会軽視というより、市議会無視と言ってもいいのではないのでしょうか。市議会議員は、二元代表制の下で、市民の代表です。それは、市民無視と言われて、反論できるのでしょうか。今年、平成25年です。さらに、橋下市長らの掲げてきた「大阪都構想」からも、切り離すとか。当選者への得票が民意の全てでしょうか。対立候補の得票も含めたすべての民意の代表者であろうとするのが、本来の首長のあり方ではないのでしょうか。どんな手段でも、2大学統合だけはやり遂げたいということなのではないのでしょうか。